

京都府自動車税納税確認システム（KYNKs） Q & A（令和6年11月）

Q 1：どのようなシステムなのか？

A 1：自動車の「登録番号」と「車台番号下4桁」を入力することで、その自動車（京都府税に限る）が車検を受ける際に、納税証明書の提示が省略できるかどうか（車両継続検査実施の可否判断）確認できるシステムです。

Q 2：利用者登録はどのように行えばよいですか？

A 2：本システムのメールアドレス有効性確認画面でメールアドレスを登録することでアカウント作成を行います。登録したメールアドレスに新規登録用URLが送信されますので、当該メールに記載のURLから本登録していただくこととなります。ログインに必要な仮パスワードは自動付与されますので、ログイン後利用者様にてパスワードの変更をお願いします。なお、書類等の提出は不要です。

Q 3：メールアドレスを登録したが、新規登録用URLが届かない。

A 3：ドメイン指定受信などの設定により、返信メールが受信できない場合がありますので、「kyotojidosha-kynks@pref.kyoto.lg.jp」からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

Q 4：利用できるのは自動車関連業者に限定されますか？

A 4：利用者登録をいただければ、自動車関連業者に限らずどなたでもご利用いただけます。

Q 5：会社で複数の担当者が利用することを想定していますが、アカウントは担当者ごとに作る必要がありますか？

A 5：同一アカウントで複数端末から同時にログインできますので、必ずしも担当者ごとにアカウントを作成する必要はありません。また、同じメールアドレスで作成できるアカウントは1つのみのため、アカウントを作成される際はご注意ください。

Q 6：複数端末から同時にログインする場合、上限数はありますか？

A 6：上限数はありません。

Q 7：パソコン・スマートフォン・タブレットで照会できますか？

A 7：インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレットでご利用いただけます。パソコンでは最大10件まで同時検索が可能であり、スマートフォン・タブレットについては、ブラウザの設定等により、10件検索できる場合と1件のみの検

索になる場合があります。

Q 8 : 利用可能な時間はいつですか？

A 8 : メンテナンス等の場合を除き、24 時間 365 日利用可能です。

Q 9 : 検索結果が“×：車検不可”の場合、どこに問い合わせをすればよいですか？

A 9 : 下記記載の、納税義務者の住所又は車検証の定置上の市町村を所管する事務所へお問い合わせください。

納税義務者の住所又は車検証の定置場	所管事務所	電話番号
京都市全域、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府府税事務所（東九条）	075-692-1320
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城広域振興局税務課（宇治）	0774-23-5400
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南府税出張所（木津川）	0774-72-0231
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹広域振興局税務課（亀岡）	0771-22-0330
舞鶴市	中丹広域振興局税務課（舞鶴）	0773-62-2502
福知山市、綾部市	中丹西府税出張所（福知山）	0773-22-3904
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後広域振興局税務課（峰山）	0772-62-4303
	京都府府税事務所 自動車税管理事務所	075-672-6155

Q10 : 納付が完了しているのに検索結果が“×：車検不可”となっていますがなぜでしょうか？

A10 : 納付方法によっては異なりますが、おおむね2週間以内に納付をされた場合、納付データが本システムに反映していない可能性がありますので、車検を間近に受ける場合は納税証明書を提示していただく必要があります。また、本税の納付が完了していても、延滞金が未納の場合等もありますので、所管の事務所にお問い合わせください。

Q11 : 車検証上の住所地が今年の4/1時点では京都府内だったが、現在府外に移転している場合、このシステムで検索可能か？

A11 : 自動車税は毎年4/1時点の所有者の方に1年間の納税義務があります。府外に移転された場合、移転前の京都府内の登録番号（京都ナンバー）で翌年度の法定納期限の前日まで検索が可能です。ただし、本システムは京都府内に登録があった期間の情報しか分かり得ないため、検索結果が“○：車検可”の場合でも、府外への移転後に何らかの原因で運輸支局等におけるJNK S（自動車税納付確認システム）と連携しない場合があります。その場合、車検を受けることができないことがあります。

Q12：5月にシステムで検索した結果が“○：車検可”だったが、6月に車検を通そうとしたら通らなかった。

A12：車検を通すにあたっての自動車税は法定納期限が到来しているもの全額（延滞金も含む）の納付を完了していることが必要です。よって、本年度の法定納期限以降に車検を通す場合は本年度の自動車税も納付する必要があります。また、完納であっても納付がおおむね2週間以内の場合は本システムに反映していないことがあります。

Q13：他府県ナンバーの自動車もこのシステムで照会できますか？

A13：本システムで照会が可能なのは、京都府内の登録自動車（京都ナンバー）の登録番号のみです。他府県ナンバーや今年度府外から転入した車両については、本システムでは照会できませんので、4/1時点の登録番号により、管轄の都道府県にお問い合わせください。

Q14：軽自動車や自動二輪車はこのシステムで照会できますか？

A14：軽自動車や自動二輪車は照会できませんので管轄の市町村にお問い合わせください。

Q15：検索結果が“一車両が存在しません”と表示される。

A15：要因として以下のいずれかが考えられます。

- ・登録番号と車台番号下4桁のいずれか又は両方が誤っている
- ・軽自動車、自動二輪車を検索している
- ・現在は「京都」ナンバーだが4月1日現在は他府県ナンバー
- ・メンテナンス中
- ・転入車

Q16：検索結果が“★：検索不能状態”と表示される。

A16：当該登録番号の車台番号下4桁の入力を3回連続で誤ると、当該登録番号の検索が1時間ロックされます。ロック中に検索を行っても、車台番号下4桁の正誤に関わらず“★：検索不能状態”と表示されます。本システムの趣旨を逸脱した利用を防止するための措置ですので、ご理解願います。なお、ロック中の自動車は他のアカウントからも検索ができなくなりますので、ご注意ください。

Q17：ログインパスワードを忘れてしまった。

A17：ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちらへ」のリンクから、登録したメールアドレスへパスワード再登録用のメールを送ることができます。

Q18 : ログインIDを忘れてしまった。

A18 : ログインIDは利用者登録時に登録したメールアドレスになります。ログインIDは再発行できませんので、前回利用者登録されたものとは別のメールアドレスで利用者登録を行ってください。